

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、国鉄動力車労働組合総連合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 4 年 3 月 10 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

令和 4 年 3 月 7 日

厚生労働大臣 後藤 茂之

別 記

東日本旅客鉄道株式会社（宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県）、日本貨物鉄道株式会社（宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県）、J R 千葉鉄道サービス株式会社（千葉県、東京都）、J R 水戸鉄道サービス株式会社（福島県、茨城県）、J R 高崎鉄道サービス株式会社（群馬県、埼玉県）